

大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第40号

大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和2年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「おける任期の定めが6か月未満である会計年度任用職員で、当該会計年度内における会計年度任用職員又は給与条例適用職員としての任期の定め合計が6か月以上となるもの」を「おいては任期の定めが6か月に満たないが、次のいずれかに該当する者」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該会計年度内における会計年度任用職員又は給与条例の適用を受ける職員としての任期の定め合計が6か月以上に至った場合

イ 当該会計年度における任期の定めと、前会計年度（12月2日から3月31日までの期間に限る。）における会計年度任用職員又は給与条例の適用を受ける職員としての任期の定めとの合計が6か月以上に至った場合（6月1日に在職する会計年度任用職員に対して支給する場合に限る。）

第15条第1項第3号中「おける任期の定めが6か月未満である会計年度任用職員で、当該会計年度内における会計年度任用職員又は給与条例適用職員としての任期の定め合計が6か月以上となるもの」を「おいては任期の定めが6か月に満たないが、次のいずれかに該当する者」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該会計年度内における会計年度任用職員又は給与条例の適用を受ける職員としての任期の定め合計が6か月以上に至った場合

イ 当該会計年度における任期の定めと、前会計年度（12月2日から3月31日までの期間に限る。）における会計年度任用職員又は給与条例の適用を受ける職員としての任期の定めとの合計が6か月以上に至った場合（6月1日に在職する会計年度任用職員に対して支給する場合に限る。）

別表第1号中「1, 126」を「1, 162」に改め、同表第2号中「1, 253」を「1, 293」に改め、同表第32号中「1, 112」を「1, 162」に改め、同表第45号中「2, 701」を「2, 737」に改め、同表第46号中「1, 585」を「1, 621」に改め、同表第47号

中「1, 401」を「1, 437」に改め、同表第48号中「1, 218」を「1, 254」に改め、同表第53号中「1, 125」を「1, 162」に改め、同表第56号中「1, 112」を「1, 162」に改め、同表第63号中「1, 160」を「1, 192」に改め、同表第72号中「1, 250」を「1, 300」に改め、同表第73号中「1, 112」を「1, 162」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に対する報酬について適用し、同日前までの勤務に対する報酬については、なお従前の例による。